生徒指導について（令和８年度版）

本校では**当たり前のことが当たり前にできる**千里青雲高校生を育てたいと考えています。特に「時間や期日、約束を守る」こと、「決まりを守った中で、個性を発揮する」こと、「お互いを尊重しあい、高めあう」ことなどを大切にしています。中でも「決まりを守る力」はとても大切であると考えます。世の中には自分を出すこと＝個性ととらえて、好き勝手して結果として人に迷惑をかけてしまう人が少なからずいるようです。皆さんにはそうなってほしくありません。本校では「個性はルールを守ったうえで、人に迷惑をかけずに出せるようになってほしい」と考えています。ルールを破り、人に迷惑をかけ、自分勝手なことをすることは個性とはかけ離れています。

お互いを尊重していくうえでも人間関係の決まりを守る力も大切にしています。当たり前ですが、自分が言われたり、されたりしたら嫌な言動は慎みましょう。相手が喜んでくれるような言動を心がければ、自然と尊重しあい高めあえる仲間になれるはずです。大きな意味で「決まりを守る力」をつけて、当たり前のことが当たり前にできるようにしましょう。

１．通学時の注意

通学については安全が最優先である。時間のゆとりをもって通学すること。また危険な通学路を利用しないこと。

※痴漢事件が多発するため、防犯上の理由から

＜①豊中市立第九中学校横のトンネル＞

＜②豊中市立第九中学校南側の側道･バス停下のトンネル＞

に通じる通路の利用は以下の点を留意すること。

※下の通学路図参照

・単独での通行は大変危険であるので必ず複数で通行すること。

※事件の多くは上記の状況で発生しています。気をつけること。

・不審な人物を発見した場合には警察または学校へ直ちに連絡すること。

《通学路》



（1）自転車通学について

自転車通学については許可制となっているので所定の手続きを行うこと。

①自転車には許可シールを後輪の泥除け（もしくは見やすい場所）に貼り付ける。

②駐輪の際、確実に施錠する。鍵はつけっぱなしにしないこと。

③学年ごとの自転車置き場を遵守し、整列駐輪を心がけること。

※食堂と第一体育館の間の通路は、危険防止の理由から通行禁止とする。

④安全のため学園坂は、降車して徒歩で下ること。

⑤交通ルールを守り、安全に運転すること。また、本校生としての自覚と誇りを持ち、マナーに配慮すること。ヘルメット着用等、けがの防止に努めること。

⑥危険な行為、他者の迷惑となる以下の行為は禁止する。

・急な飛び出しやわき見運転など無謀な運転
・道に広がっての並列走行
・走行中の携帯電話の使用、注視、保持、イヤホンの使用、または着用

※イヤホンについては首にかける等も禁止する

・傘をさしての運転（レインスーツを着用すること）
・傘をハンドルや車輪のわきに挟んでの走行
・自転車の放置
・二人乗り

※違反者には指導を行う。

（２）自家用車・タクシーの利用

・保護者等による自家用車・単車での送迎およびタクシーを利用しての通学は原則として認めない。
・保護者等以外(友人等)の運転の自家用車・単車による通学については、特別指導の対象とする。

≪保護者の方へ≫
怪我等による歩行困難等で自家用車・単車による送迎およびタクシーを利用しての登校については、必ず学級担任まで連絡をお願いします。※許可証を発行します。

２．授業を受けるにあたって

・高校生にとって授業は最も大切にしなければならない。健康で安全な生活を心がけ、欠席・遅刻をすることのないように最大限の努力を心掛ける。
・授業は、始業のチャイムが鳴ると同時に開始される。始業のチャイムまでに授業の準備を済ませて席に着いておくこと。（ベル着、５分前行動）
・授業に必要のない物はカバンにしまっておくこと。カバンは机の横か椅子の下に置くこと。
・携帯電話については、電源・アラームを切りロッカーの中にしまっておくこと。教室内は使用(持ち込みも)禁止である。※違反者には指導を行う。
・充実した高校生活を送るためには家庭の支援が必要である。家庭の協力を得ることができるように、保護者との信頼関係を高めること。
・机の上に私物や教材を放置しないこと。

≪保護者の方へ≫
家庭での生活について何か問題点(深夜帰宅・無断外泊等)がありましたら、直ちに学校までご相談ください。

（１）欠席・遅刻する場合

欠席・遅刻する場合は必ず保護者より学校へ連絡してもらうこと。無断欠席・無断遅刻をすることのないように。
遅刻した生徒は入室許可証を所定の場所(職員室生指カウンター)で記入後、受けとって教室に移動し、その時間の教科担当者に渡して授業に参加すること。
※業間遅刻も同様に入室許可証を必要とする。

≪保護者の方へ≫
　遅刻を複数回くり返す時は、家庭にご連絡の上、指導させていただきますので、ご理解・ご協力を宜しくお願いします。

（2）早退する場合

　体調不良等の理由でやむを得ず早退する場合には、学級担任に早退を申し出て、早退許可証を発行してもらうこと。後日所定の早退届を学級担任に提出すること。

≪保護者の方へ≫
　家庭の事情等あらかじめ早退することがわかっている場合には、事前に保護者より学級担任に連絡をお願いします。

（3）保健室を利用する場合

　緊急時以外は授業担当者、学級担任または学級副担任の許可を得てから保健室を利用すること。保健室を利用したために授業を欠課、遅刻、早退した場合は、保健室が発行する在室証明書を受け取り、授業担当者に提示し、学級担任に提出すること。
終礼時に学級担任に保健室を利用したために欠課･遅刻･早退したことを必ず報告すること。

3．身だしなみについて

　常に千里青雲高校の生徒であるという自覚と誇りを持つこと。

（1）制服について

　制服はすべて本校指定のものを着用すること。
　本校の正装は①ブレザー、②スラックスまたはスカート、③白のカッターシャツまたはブラウス、④青のネクタイまたはリボンの４点である。正装の際、気候に合わせて上着（ブレザー）の下に本校指定のカーディガン、セーター、ベストの着用は可とする。ただし、パーカーの着用は不可とする。
　ハーフパンツを着用する場合は、必ずポロシャツを着用すること。

①休業日の登校・クラブでの対外活動の目的地までの行き帰りの時も制服を着用すること。
　※部活着登校を許可されているクラブ員は除く。
　※部活着登校については各クラブの顧問に確認し、決められたルールを守ること。

②冬季期間については、ブレザーの上に防寒着を着用することを認める。但し、授業中の防寒着の着用は原則禁止する。

※健康上の理由等で期間以外や授業中の防寒着の着用が必要な場合は要相談。

③始業式、終業式、卒業式など、式典時は正装を着用すること。ただし、１学期終業式と２学期始業式については正装以外の制服の着用を認める。

（２）制服の着こなしについて

①ズボンはウエストが腰骨の位置になるよう着用する。ずらして着用しない。裾を巻き上げない。スカートはウエストが腰骨の位置になるよう着用する。膝が隠れる程度の長さにする。ホックを外してずらさない。きつく閉めてあげない。折り曲げない。

②カッターシャツ、ブラウスのボタンは、上から２番目のボタンから下を留める。

③ネクタイ・リボンは第一ボタンが隠れるようにつける。

④セーター、カーディガン、（ひざ掛け）を腰に巻いたり、肩に掛けない。

※スカートの下にスカート丈より長いズボンをはくことも禁止です。

※本校指定の制服以外の上着・セーター・カーディガン・ベスト・シャツ・ブラウスの着用や変形させた制服の着用は禁止します。（スカートの裾を切ったり、加工したりしない。）

※譲り受けたものでも、校則にそぐわない場合は購入してもらいます。

（３）禁止事項

①自分の髪・眉毛・まつ毛を加工する行為（染色・脱色・パーマ・かつら・エクステンション）

②ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品の着用

③化粧（眉毛を描く、色付きリップクリームやカラーコンタクト等も含む）

④スリッパ・サンダル・ルーズソックス等での通学

４．校内での諸注意について

①常に校内の美化に留意し、建物・備品を大切に扱うこと。

②食堂の利用は時間を厳守し、セルフサービスなどのマナーを守ること。食堂・教室・ベンチ以外での飲食、立ち歩きながらの飲食は禁止する。

③屋上など危険な場所への無断立ち入りや窓の手すり・廊下のロッカーの上に乗るなど危険な行為は禁止する。

④中庭・食堂前など、グラウンド以外での球技は禁止する。

⑤ＨＲ教室やロッカーの上などに私物を放置しないこと。ロッカーには必ず鍵をかけること。また、ロッカーに落書きやシールを貼付することは禁止する。

⑥歩きスマホは禁止する。

５．校外での生活について

（１）アルバイトについて

アルバイトについては、原則禁止とする。家庭の事情等でやむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、学級担任に相談し、別に定める「アルバイトに関する規定」に則り、学校の許可を得ること。

（２）校外での活動について

学校以外の他の団体に所属し、校外で活動する場合には、学級担任に報告し所定の手続きをとること。活動については本校の教育活動をできる限り優先すること。校外での活動等でやむを得ず欠席する場合は、事前に学級担任に相談すること。また、校外での活動においても常に本校生としての自覚を持ち行動すること。

（３）長期休暇中等の旅行について

長期休業中の旅行や帰省等の際には旅行届（事務室で交付）に保護者及び学級担任の押印を得た上で生徒指導担当者に届け出ること。学割証の発行は旅行届の提出によって発行する。

６．特別指導について

次の行為は特別指導の対象となり、指導を行う。

①飲酒・喫煙・窃盗・暴力行為・いじめ・ネットを利用しての誹謗･中傷行為・暴言・考査中の不正行為・未成年･18 歳未満の禁止行為・無免許運転。

②自動車、自動二輪車、原動機付自転車、ペダル付き原動機付き自転車、電動キックボードの乗車・同乗による通学及び同様と判断される類似行為。

③学校の指導を「受ける気がない」と学校が判断した場合。

④上記以外でも学校の判断により、特別指導の対象とする場合がある。